(参考)他事業における利用者負担の根拠の事例

	制度	根拠規定			
法律に根拠規定があるもの	下水道	(下水道法第20条第1項) 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することが できる。			
	高速道路	(道路整備特別措置法第2条の2) 国土交通大臣は…日本道路公団をして…高速自動車国道の新設又は改築を行わせ、料金を徴収させること ができる。			
	一般有料道路(日本道路公団の場合)	(道路整備特別措置法第3条第1項) 日本道路公団は、一般国道、都道府県道又は…指定市の市道が、次の各号に規定する条件に該当し、かつ、 当該道路が都道府県道又は指定市の指導である場合においては、当該道路の新設又は改築が国の利害に特 に関係あると認められるものであるときに限り…国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は 改築して、料金を徴収することができる。 一 当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益をうけるものであること 二 通常他に道路の通行又は利用の方法があって、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでない こと			
	港湾施設	(港湾法第44条第1項) 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金…を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、…これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。			
	廃棄物	(廃掃法第13条第2項) 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物 の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。			
政令	都市公園	(都市公園法施行令第20条第2項) 国土交通大臣は、…国の設置に係る都市公園を利用する者から、国土交通省令で定めるところにより入園料その他の使用料を徴収することができる			
その他	国立科学博物館	(国立科学博物館本館入館規定第4条) 館の入館料は、次の表のとおりとする(表略)			
	東京大学理学部付属植物園	(東京大学理学部付属植物園利用規則第3条) 東京大学教職員及び学生生徒以外の者は、所定の観覧料を納めて付属植物園を観覧することができる。			
	新宿御苑	(国民公園及び千鳥が淵戦没者墓苑管理規則第7条第2項) 新宿御苑に入園しようとする者は、入園料を国に納めなければならない。			